

セミナー概要(5月10日)

「オーストラリアの政策評価の目的・手法・活用」

ジョン・M・オーウエン

(メルボルン大学プログラム評価センター主席研究員)

パミラ・キャスリン・セイントレジェ

(同上席講師兼広島大学大学院客員教授)

オーウエン氏はオーストラリア連邦政府及び各州政府関係者へ政策評価に関する教育指導を行うとともに、依頼されて数多くの政策評価を実施している研究者である。

本セミナーでは、氏のこれまでの政策評価の実施経験に基づき政策評価の基本的な考え方を紹介された。即ち、A. 政策、B. 政策効果の評価、C. 評価結果の活用の3点について、オーストラリアでの実践の結果を報告された。ただし、報告が政策評価の基本的な考え方を留まり、具体的なオーストラリアの事例が少なくかつ抽象的であったことから、現在我が国が直面している政策評価に関する諸問題の解決に直接的に寄与する報告ではなかったように思われる。

特に氏の言われる「政策評価」が提出された事例から判断する限り、かなり大きな括りの政策群を対象としたものであり、評価結果も対象とする政策群に対する改善のためのコンサルテーションといった形のもので、我が国のそれとは大部様相が異なっているようである。

また、政策評価と予算の編成・執行の制度が、我が国とオーストラリアでは根本的に異なっており、オーストラリアでは政策評価の結果を予算に活用するという考え方があつたように思われる。というよりも、氏が実践・指導・教育を行っている政策評価の対象は、我が国でいうと「政策評価法」で必ずしも義務づけられていない「総合評価」を中心とした「プロジェクト評価」であり、そうした点でも「評価結果の活用」というと

「予算への反映」と考えてしまう我が国の政策評価制度との相違が浮き彫りにされてしまった。こうした点考え方・制度の相違を十分承知しないまま報告がされ、質疑も行われた。当日の聴衆には政策評価の現実的な問題に直面している担当者が多かったことから、我が国の政策評価の運用の中で起こっているいくつかの問題点、特に予算との関係などを中心に質問が提出された。しかしオーウエン氏は、我が国の予算制度をよくご存じではなかったようで、質問と回答がかみ合わない状況になってしまったのは残念であった。

このように、「政策評価」と一言で言っても、各國ごとにそのバックグラウンドとなる制度(予算制度、法令制定の制度、政策の執行の制度)が様々であり、こうした制度の相違を承知しないまま、政策評価制度について諸外国の制度を調査し、導入を図るということには基本的に無理がある、というのが今回のセミナーを聴いた率直な感想である。こうした制度の相違をよく理解し、諸外国の制度のうち参考になる点は導入を検討すべきであるが、そうしたものにとらわれず、そろそろ我が国の制度に沿った「日本型」の政策評価制度を確立して行く時期にきているのかもしれない。(文責:吉田泰治)